

令和8年度 自動車税のグリーン化税制のお知らせ

環境にやさしい自動車の普及を促進するため、平成14年度から自動車税のグリーン化税制が実施されています。

これは、電気自動車等の環境負荷の小さい自動車については新車新規登録の翌年度に限り自動車税が軽減され（軽減のあった翌年度以降は通常の税額に戻ります）、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車については税額が高くなる特例措置です。

1. 環境負荷の小さい自動車

令和7年度中に新車新規登録した下記自動車 ⇒ 令和8年度自動車税が軽減

令和8年度中に新車新規登録した下記自動車 ⇒ 令和9年度自動車税が軽減

対象車				措置の内容
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車（H30 排出ガス規制適合又はH21 排出ガス規制からNOx10%低減達成） プラグインハイブリッド自動車				概ね 75%軽減
営業用乗用車に限る	ガソリン車 LPG車	★★★★ (※1) 	令和12年度燃費基準90%達成 かつ令和2年度燃費基準達成(※2)	概ね 75%軽減 (※3)
	クリーン ディーゼル車	平成30年排出 ガス規制適合又は 平成21年排出 ガス規制適合	令和12年度燃費基準90%達成 かつ令和2年度燃費基準達成(※2)	概ね 75%軽減 (※3)

- 「★★★★」は、平成30年排出ガス基準50%低減達成又は平成17年排出ガス基準75%低減達成です。
- 「燃費基準」とは、省エネ法に基づき定められている燃費基準値をいいます。
- 令和7年度取得分までが対象です。
- 同じ車種等であっても軽減の対象とならない場合があります。必ず自動車販売店でご確認ください。また、国土交通省のホームページ (<http://www.mlit.go.jp>) に軽減に関する情報が掲載されています。ホームページ内で「自動車関係税制」を[検索](#)してご覧ください。

自動車税が軽減されるのは1年度分だけです。
軽減の翌年度以降は通常の税額に戻ります。

2. 環境負荷の大きい自動車

対象車（注1）	新車新規登録の時期	措置の内容
新車登録から11年を超えているディーゼル車	平成27年3月31日以前	概ね15%増 （注2）
新車登録から13年を超えているガソリン車、LPG車	平成25年3月31日以前	

（注1）電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンプラグインハイブリッド自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス及び被けん引車は除きます。

（注2）バス（一般乗合用を除く）及びトラック（被けん引車を除く）については、概ね10%増になります。

令和8年度 税額表(自家用乗用車のうち主なもの)

① 令和元年10月1日以降に初回新規登録されたもの

(単位：円)

総排気量	通常の年税額	環境負荷の小さい自動車	新車登録から11年超のディーゼル車、13年超のガソリン車、LPG車
		概ね75%軽減 ※新車新規登録の翌年度に限る	概ね15%増
1,000cc 以下	25,000	6,500	/
1,000cc 超 1,500cc 以下	30,500	8,000	
1,500cc 超 2,000cc 以下	36,000	9,000	
2,000cc 超 2,500cc 以下	43,500	11,000	

② 令和元年9月30日までに初回新規登録されたもの

(単位：円)

総排気量	通常の年税額	環境負荷の小さい自動車	新車登録から11年超のディーゼル車、13年超のガソリン車、LPG車
		概ね75%軽減	概ね15%増
1,000cc 以下	29,500	/	33,900
1,000cc 超 1,500cc 以下	34,500		39,600
1,500cc 超 2,000cc 以下	39,500		45,400
2,000cc 超 2,500cc 以下	45,000		51,700

くわしくは、富山県総合県税事務所 自動車税センター までお問い合わせください。

住所：〒930-0992 富山市新庄町馬場 39-6

TEL：076(424)9211、FAX：076(424)9749

<窓口時間：月～金（国民の祝日及び12月29日～1月3日までを除く）8：30～17：15>

音声ガイダンスでご案内しますので、お問い合わせ内容により番号を選択してください。